

関西始良市ふるさと会 会則

(名 称)

第1条 本会は関西始良市ふるさと会と称する。

(組 織)

第2条 本会は関西在住の鹿児島県始良市出身者及びその縁故者を以て会員とする。尚、関西地区以外の始良市出身者及び、その縁故者、及び始良市に縁のある人でも、本会の趣旨に賛同する者は、入会出来るものとする。

(目 的)

第3条 本会は会員の親睦を図り、郷土の発展と社会福祉に貢献することを目的とし、また始良市との連絡を密にし、お互いの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 関西始良市ふるさと会の運営と振興に関する事業。
2. 会員相互の親睦懇親を図るための会合。
3. 本会の目的を達成するため、役員会において必要と認めた行事。
4. 関西鹿児島県人会総連合会の活動の支援と協力。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 会長代行 1 名 副会長 若干名 事務局長 1 名 副事務局長 若干名
幹事 若干名 会計 1 名 会計監査 2 名

(名誉会長、顧問、相談役)

第6条 本会に役員会の決議を得て、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

(役員の選出及び任期)

第7条 会長は役員会で候補者を決め、総会で承認を得る。

その他の役員は、役員会で選考された者を会長が委嘱する。各役員の任期は2年とする。
但し、再任、重任は妨げない。又補欠選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。
又、役員は無報酬とする。

(役員の任務)

第8条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長代行は、会長事故ある時はこれを代行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
4. 事務局長は、役員会の議事の運営にあたる。
5. 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時はこれを代行する。
6. 幹事は、本会の活動について意見を述べる。
7. 会計は、本会の経理全般を担当する。
8. 会計監査は、本会の経理全般を監査し、総会に報告し意見を述べる。

(事務局)

第9条 本会に事務局を設ける。事務局は、事務局長と副事務局長で構成し、本会の全活動の企画・運営を担当する。

(会 議)

第10条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会

総会は、最高決議機関として、年1回の定時総会及び必要に応じ、会長が臨時総会を招集することができる。

2. 役員会

役員会は、総会に次ぐ決議機関とし、会長が必要に応じて招集し、総会に付議する案件又は重要会務について決議決定する。役員会は、本会の役員全員が出席する。

3. 事務局会議

事務局会議は、会の企画・運営を進める実務会議とし、事務局長が必要に応じて招集し、役員会に付議する案件又は重要会務について協議を行い、総会及び役員会に提案する。

(総会付議事項)

第11条 総会に付議する事項は次の通りとする。

1. 会務報告
2. 行事計画
3. 予算決算の承認
4. 役員の改選
5. 会則の変更
6. その他役員会において必要と認める事項

(議 決)

第12条 総会、役員会は、出席者の過半数を以て決議する。可否同数の場合は、会長の裁決による。

(議事録)

第13条 総会、役員会、事務局会議の会議録は事務局にて作成し、保管する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費（都度）及び寄付金を以てこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年〇〇月1日に始まり、翌年の〇〇月末に終わる。

(その他)

第16条 本会則に規定されない事項は、役員会の承認を得るものとする。

(疑義の審議)

第17条 本会則の解釈について疑義が生じた場合は、役員会において審議決定する。

(個人情報の保護)

第18条 個人情報の取り扱いについては、法令・国の指針その他の規範を遵守する。
尚、詳細は細則による。

(会則の効力)

本会則は、令和6年（2024）10月13日より施行する。